

事 務 連 絡
令和 8年 4月14日

受 益 者 関 係 各 位

羽生領島中領用排水路土地改良区
理 事 長 野 中 厚
(公印省略)

今戸用水路の番水実施について

日頃、本土地改良区の事業運営に対し、格別なるご理解ご協力をいただきますことに深く感謝いたします。

さて、本年度もかんがい期を迎え、今戸用水路の安定した水配体制を確立すべく、下記のとおり番水制を実施いたしますのでご通知申し上げます。

記

1. 番 水 実 施 期 間 令和 8年 5月 21 日から令和 8年 9月 1日まで
(別紙 番水表のとおり)
2. 番 水 区 間
上流区域 取水口から前原集会所そば分水口（第 14 号分水工）まで
下流区域 前原集会所そば分水口（第 15 号分水工）から下流

※取水計画に従い通水しますが、限りある水資源を有効に、譲り合ってご利用ください。
※大雨時等の治水対策又はその他の事由により予告なく取水量を変更する場合があります。
※水路施設内へのゴミ等の不法投棄及び水利施設の損壊行為のないようご協力ください。
※当改良区ホームページもご覧ください。 URL [https:// www.hanyuryo.com](https://www.hanyuryo.com)

◎ご不明な点の連絡先

羽生領島中領用排水路土地改良区
管理課 TEL0480-53-3888

令和8年度 今戸用水路番水日割表

上流地域取水日時	下流地域取水日時	上流地域取水日時	下流地域取水日時
5月21日 午前9時		7月12日 午前9時	
	5月23日 午前9時		7月14日 午前9時
5月25日 午前9時		7月16日 午前9時	
	5月27日 午前9時		7月18日 午前9時
5月29日 午前9時		7月20日 午前9時	
	5月31日 午前9時		7月22日 午前9時
6月 2日 午前9時		7月24日 午前9時	
	6月 4日 午前9時		7月26日 午前9時
6月 6日 午前9時		7月28日 午前9時	
	6月 8日 午前9時		7月30日 午前9時
6月10日 午前9時		8月 1日 午前9時	
	6月12日 午前9時		8月 3日 午前9時
6月14日 午前9時		8月 5日 午前9時	
	6月16日 午前9時		8月 7日 午前9時
6月18日 午前9時		8月 9日 午前9時	
	6月20日 午前9時		8月11日 午前9時
6月22日 午前9時		8月13日 午前9時	
	6月24日 午前9時		8月15日 午前9時
6月26日 午前9時		8月17日 午前9時	
	6月28日 午前9時		8月19日 午前9時
6月30日 午前9時		8月21日 午前9時	
	7月 2日 午前9時		8月23日 午前9時
7月 4日 午前9時		8月25日 午前9時	
	7月 6日 午前9時		8月27日 午前9時
7月 8日 午前9時		8月29日 午前9時	
	7月10日 午前9時		8月31日 午前9時

※起点から第14号分水工（羽生市大字今泉地内、「前原集会所」そば）まで上流地域、第15号分水工から終点までを下流地域とします。

※あらかじめ決められた取水計画に従い通水します。用水はお互い譲り合って利用してください。

※ゴミの不法投棄及び水利施設の損壊等のないようにご協力ください。

※大雨時等やむを得ない事由により予告なく取水量を変更する場合があります。